第百一条第一項第一号中「第五条の四第一項」を「第五条の六第一項」に改め、同項第二号中「又は第三項（」を「若しくは第三項（」に改め、「含む。）」の下に「又は第五項（第二号に係る部分に限り、第八十八条第一項から第三項までにおいて準用する場合を含む。）」を加え、同項第三号中「第六十七条の二第三項」を「第六十七条の三第三項」に改め、「設計者（」の下に「設計図書に記載された認定建築材料等の全部又は一部として当該認定建築材料等の全部又は一部と異なる建築材料又は建築物の部分を引き渡した場合においては当該建築材料又は建築物の部分を引き渡した者」を加え、「においては、」を「（設計図書に記載された認定建築材料等と異なる建築材料又は建築物の部分を引き渡された場合において、当該建築材料又は建築物の部分を使用して工事を施工した場合を除く。）においては」に改め、同項第四号中「設計者（」の下に「設計図書に記載された認定建築材料等の全部又は一部として当該認定建築材料等の全部又は一部と異なる建築材料又は建築物の部分を引き渡した場合においては当該建築材料又は建築物の部分を引き渡した者」を加え、「においては、」を「設計図書に記載された認定建築材料等と異なる建築材料又は建築物の部分を引き渡された場合において、当該建築材料又は建築物の部分を使用して工事を施工した場合を除く。）においては」に改める。

第百六条を第百七条とする。

第百五条第二号を同条第三号とし、同条第一号中「第七十七条の六十一」の下に「（第七十七条の六十六第二項において準用する場合を含む。）」を加え、同号を同条第二号とし、同号の前に次の一号を加える。

一　第十二条の二第三項（第十二条の三第三項において準用する場合を含む。）の規定による命令に違反した者

第百五条に次の一項を加える。

2　第七十七条の三十五の規定に違反して、書類を備え置かず、若しくは関係者の求めに応じて閲覧させず、又は書類に虚偽の記載をし、若しくは虚偽の記載のある書類を関係者に閲覧させた指定構造計算適合性判定機関（その者が法人である場合にあつては、その役員）又はその職員は、三十万円以下の過料に処する。

第百五条を第百六条とする。

第百四条第一号中「第六十七条の二第一項」を「第六十七条の三第一項」に、「第九十九条第一項第五号、第六号、第十二号及び第十三号」を「第九十九条第一項第八号、第九号、第十五号及び第十六号」に改め、同条第二号中「第九十九条第一項第一号から第四号まで、第五号及び第六号」を「第九十九条第一項第一号から第七号まで、第八号及び第九号」に、「第九号」を「第十二号」に、「第十一号並びに第十二号及び第十三号」を「第十三号、第十四号並びに第十五号及び第十六号」に、「第百二条」を「第百三条」に改め、同条を第百五条とする。

第百三条中「指定資格検定機関等の役員等」を「指定建築基準適合判定資格者検定機関等の役員等」に改め、同条第一号中「第十二条第五項（第四号に係る部分に限る。）」を削り、「、第七十七条の三十五の十二第一項」を「（第七十七条の十七の二第二項において準用する場合を含む。）、第七十七条の三十五の十七第一項」に改め、同条第二号中「、第七十七条の三十五の十三第一項」を「（第七十七条の十七の二第二項において準用する場合を含む。）、第七十七条の三十五の十七第一項」に改め、同条第三号中「、第七十七条の三十五の十二第一項」を「（第七十七条の十七の二第二項において準用する場合を含む。）、第七十七条の三十五の十七第一項」に改め、同条第四号中「、第七十七条の三十五の十三第一項」を「（第七十七条の十七の二第二項において準用する場合を含む。）、第七十七条の三十五の十八第一項」に、「資格検定事務」を「建築基準適合判定資格者検定事務、構造計算適合判定資格者検定事務」に改め、同条第五号中「第七十七条の三十五の十四第二項」を「第七十七条の三十五の十四第二項」に改め、同条を第百四条とする。

第百二条第一号中「第六条の二第十項」を「第六条の二第五項」に、「含む。）又は」を「含む。）」に、「の規定」を「又は第七条の六第三項（第八十七条の二又は第八十八条第一項若しくは第二項において準用する場合を含む。）の規定」に改め、同条第四号中「第十二条第五項（第四号を除き、第八十八条第一項から第三項までにおいて準用する場合を含む。）、第六十八条の二十一第一項（第八十八条の二十一項において準用する場合を含む。）、」を削り、同条第五号を削り、同条第六号中「第六十八条の二十一項（第八十八条第一項において準用する場合を含む。）又は」を削り、「若しくは」を「又は」に改め、同号を同条第五号とし、同条第七号中「第十二条第六項（第八十八条第一項から第三項までにおいて準用する場合を含む。）、第六十八条の二十一第一項（第八十八条第一項において準用する場合を含む。）又は」を削り、「若しくは」を「又は」に改め、同号を第六号とし、同条中第八号を第七号とし、第九号を第八号とし、同条を同条第六号とし、同条中第四号を第五号とし、第百一条の次に次の一条を加える。

第百二条　第十二条第五項（第三号に係る部分に限る。）の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたときは、その違反行為をした指定構造計算適合性判定機関（その者が法人である場合にあつては、その役員）又はその職員（構造計算適合性判定員を含む。）は、百万円以下の罰金に処する。

別表第一中「耐火建築物又は準耐火建築物等」を「耐火建築物等」に改め、「客席」の下に「、㈡項及び㈣項の場合にあつては二階」を、「以上の部分」の下に「に限り、かつ、病院及び診療所についてはその部分に患者の収容施設がある場合」を加え、「（㈡項及び㈣項の場合にあつては二階の部分に限り、かつ、病院及び診療所についてはその部分に患者の収容施設がある場合に限る。）」を削り、同表㈡項中「

三百平方メートル以上	を	三百平方メートル以上	

」に改め、同表㈢項中「

二千平方メートル以上	を	二千平方	

」に改め、同表㈣項中「

三千平方メートル以上	五百平方メートル以上		

」を「

五百平方メートル以上			

」に改める。

別表第二㈠項第六号及び㈨項第四号中「身体障害者福祉ホーム」を「福祉ホーム」に改める。

附　則

（施行期日）

第一条　この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一　附則第四条の規定　公布の日

二　第五十二条第三項の改正規定（「部分（」の下に「第六項の政令で定める昇降機の昇降路の部分又は」を加える部分及び「又は」を「若しくは」に改める部分に限る。）及び同条第六項の改正規定並びに次条の規定及び附則第十三条の規定（高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成十八年法律第九十一号）第二十四条の改正規定に限る。）　公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日

三　第十二条第一項から第四項までの改正規定、同条の次に二条を加える改正規定、第八十八条第一項の改正規定（「第四項まで」の下に「、第十二条の二、第十二条の三」を加える部分に限る。）、同条第三項の改正規定（「除く。）」の下に「、第十二条の二、第十二条の三」を加える部分に限る。）及び第百五条の改正規定（同条第一号中「第七十七条の六十一」の下に「（第七十七条の六十六第二項において準用する場合を含む。）」を加える部分及び同条に一項を加える部分を除く。）並びに附則第八条の規定　公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日

（準備行為）

第二条　この法律による改正後の建築基準法（以下「新法」という。）第十二条の二第一項の建築物調査員資格者証及び新法第十二条の三第一項の建築設備等検査員資格者証の交付及びこれに関し必要な手続その他の行為は、前条第三号に掲げる規定の施行の日前においても、新法第十二条の二及び第十二条の三の規定の例により行うことができる。

2　新法第二十一条第二項第二号及び第二十七条第一項の規定に基づき国土交通大臣がする認定及びこれに関し必要な手続その他の行為は、この法律の施行の日（以下「施行日」という。）前においても、新法第六十八条の二十五の規定の例により行うことができる。

3　新法第三十八条の規定に基づき国土交通大臣がする認定及びこれに関し必要な手続その他の行為は、施行日前においても、新法第六十八条の二十六の規定の例により行うことができる。